

## 第3章

### 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち

(文化の薫り高い豊かな心を育む生涯学習都市の形成)

3-1-1 生涯学習の推進

《現状と課題》

生涯学習とは、子どもから大人まで、一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上を目指し、自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯にわたって自発的に行う学習活動のことです。教育行政としては、人々が生涯にわたって学習ができるようその環境整備を図るとともに、家庭教育、学校教育、社会教育を総合的に捉え、相互の連携・協力を図りながら今日の教育的な課題解決に向けて努力していく必要があります。

平成18年改正の教育基本法では、「生涯学習の理念」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭、地域住民との連携協力」等のあり方が示されましたが、これは、それだけ今日の教育が抱える課題や問題点が、複雑かつ多様化してきていることを示しています。

このような視点を踏まえて改訂した、「第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画」にもとづいて、時代の変化や社会的要求等を考慮しながら、人々の学習要求や現代的な課題にも対応できるよう各教育機能の充実を図るとともに、行政組織の横断的な連携・協力をはじめとする社会・教育環境を整えていく必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

あらゆる機会・あらゆる場所において学習することが可能な環境が整備され、多くの市民が主体的に学んでいる状態

〔施策の方針〕

社会教育関係団体、NPO、町会等の団体や市民一人ひとりの主体的な生涯学習活動を促進・支援するため、市民の様々なニーズに応えられるよう家庭教育、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等の振興を図りつつ学習機会を充実させるとともに、生涯学習施設の適切な管理など学習環境を整備します。

《施策の方向》

施策1) 市民の主体的な生涯学習活動の促進・支援

市民の主体的な学習を促進するために、生涯学習活動の啓発や場の提供などの環境整備を推進します。

〔主な取り組み〕

- ・生涯学習施設の利用の促進
- ・社会教育関係団体との連携及び活動支援
- ・市民の主体的な生涯学習活動の支援

施策2) 誰もが参加できる学習機会の充実

情報化の進展など、社会の変化に対応する学習をはじめ、市民の多様な学習ニーズに応えるために、公民館をはじめとする教育機関等での学習機会の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・一人ひとりのライフステージに対応した学習機会の提供
- ・社会の変化に対応した学習機会の提供

**施策3) 学習環境の整備・充実**

市民の主体的な学習環境を整えるため、公民館や図書館等の生涯学習施設の適切な管理を行うとともに、整備・改修を計画的に進めます。また、図書館サービスのさらなる充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・生涯学習施設の整備
- ・図書館サービスの充実

3-1-2 生涯学習によるまちづくりの推進

《現状と課題》

教育基本法の改正により、学習成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならないという、生涯学習の理念が新たに規定されました。また、社会教育法第5条には、市町村の教育委員会の事務として、「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」が追加されました。

こうした中、本市の市民の自主的な生涯学習活動は、社会教育関係団体の登録数の増加や様々な市民団体による学習会の開催など、活発化している状況にあります。

今後は、こうした市民の学習の成果や活動が、地域の様々な課題解決に結びついていくことが期待されています。

このため、生涯学習推進体制の整備・充実を図り、一人ひとりの学習や地域に対する関心の高さに応じた様々な支援を行う必要があります。そこで、家庭教育、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等に関する効果的な生涯学習情報の提供や、これを活用した学校・家庭・地域の連携・協力を推進することが必要となっています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民の生涯学習活動の成果が社会に活かされる「知の循環型社会<sup>(注45)</sup>」の仕組みが構築されている状態

〔施策の方針〕

市民一人ひとりの自己実現やその成果を活かしたまちづくりのために、市民の参画による生涯学習施策を展開します。また、様々な団体の有機的なネットワーク化により、生涯学習によるまちづくりを推進します。

《施策の方向》

施策1) 学校・家庭・地域の連携・協力の推進

市民の生涯学習活動の成果をまちづくりに活かすため、活動するための能力や知識を持つ地域の人や団体と、情報を求めている人や団体を結ぶ機会の充実を図ります。また、学校と地域の諸団体が生涯学習情報を相互に活用できるような連携体制を整備します。

〔主な取り組み〕

- ・学校支援整備事業<sup>(注46)</sup>への地域の連携・協力の促進
- ・市民への生涯学習情報の提供
- ・学校と地域の情報交流の促進

施策2) 生涯学習推進体制の整備・充実

生涯学習によるまちづくりを進めるため、「第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画」にもとづき、推進体制を整備します。また、市民の生涯学習への参加促進とその質の向上を図るため、ふなばし市民大学校の充実に向けたカリキュラムの見直しを積極的に行い、市民の生涯学習機会の拡充と、学習成果のまちづくりへの還元を進めます。

〔主な取り組み〕

- ・「第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画」にもとづく推進体制の整備
- ・ふなばし市民大学校のカリキュラムの充実
- ・ふなばし市民大学校まちづくり学部修了生の活躍の場の拡大

3-2-1 個性豊かな市民文化の創造

《現状と課題》

市民の文化活動は着実に定着しており、市内の芸術文化団体には長期間活動し、自立している団体が多くなってきていることに加え、時代の変化とともに新たな団体も増えてきています。

また、市内には多くの文化財や遺跡があり、歴史や民俗等をテーマとする郷土資料館、縄文時代を主たるテーマとする飛ノ台史跡公園博物館等でこれらを活用した事業が行われてきましたが、近年は市民ニーズに応じて、関係機関合同の企画展等を行っています。

こうした状況の中、優れた芸術文化にふれる機会の充実、市民自らが参画する文化活動の場の拡充並びに充実した情報の提供などの市民サービスがさらに求められているとともに、地域活性化の資源とされる文化財や遺跡の調査、研究、保存、活用のための体制のさらなる充実が必要とされています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

芸術文化の良好な環境が整えられるとともに、文化財や遺跡等の効果的な活用により、市民が“ふるさと船橋”へ愛着を抱いている状態

〔施策の方針〕

市民主体の船橋らしい芸術文化の振興を図っていくために、芸術文化活動及び芸術作品鑑賞がしやすい環境を整えます。また、文化財や遺跡等の調査、研究、保存、活用を効果的に行うため、地域との連携や博物館運営の強化を図っていきます。

《施策の方向》

施策1) 芸術文化の振興

船橋らしい芸術文化活動及び芸術作品鑑賞がしやすいよう環境を整え、文化活動の発表及び質の高い芸術文化にふれる機会を増やすために、文化施設の整備を進め、市民への支援体制の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・ ふなばし音楽フェスティバルの開催
- ・ 文芸創造活動の推進
- ・ 船橋ゆかりの芸術家の発掘・育成・作品鑑賞の推進
- ・ 市民文化ホール・市民文化創造館における発表・鑑賞環境の整備

施策2) ふるさとの歴史・文化財の保存と活用

地域との連携をとりながら、文化財や遺跡の調査、研究、保存、活用を行い、市民が“ふるさと船橋”に愛着を持てるように博物館事業等の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・文化財及び埋蔵文化財の調査・保護・活用・普及
- ・博物館における考古・歴史・民俗等の調査研究、展示、教育普及の充実
- ・21世紀のデジタルプロジェクト<sup>(注47)</sup>の充実

3-2-2 いつでも、どこでも、楽しめる生涯スポーツ・レクリエーションの振興

《現状と課題》

本市では、「人もまちも健康でありたい」との願いから、昭和58年10月に「スポーツ健康都市宣言」を行い、市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりを行ってきました。

一方、日常生活における慢性的な運動不足やそれに伴う精神的ストレスが増大する中、多くの市民が運動不足解消や健康づくりのため運動に親しんでおり、平成21年の市民意識調査によれば、ウォーキングや体操などの比較的軽い運動を週1回程度以上行っている市民は約4割に上ります。

また、市内のスポーツ施設の利用状況は増加傾向にあり、特に船橋アリーナの利用者数は平成19年度以降大きく増加しているなど、スポーツ活動への市民のニーズは高まっています。

こうした状況に対し、身近なところで気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション振興策の推進が求められています。このため、計画的なスポーツ・レクリエーション施設の整備と管理運営の改善を図っていく必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも気軽に楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供されている状態

〔施策の方針〕

多様化する市民のスポーツ・レクリエーション活動に対応するため、推進体制や基盤施設の整備・充実を図ります。

《施策の方向》

施策1) スポーツ・レクリエーション推進体制の整備

スポーツ・レクリエーション振興策を推進するため、スポーツ・レクリエーション団体の育成支援、姉妹都市等との交流などを行います。

〔主な取り組み〕

- ・ 地域・スポーツ・レクリエーション団体との連携及び活動支援
- ・ 地域リーダーの養成

施策2) スポーツ・レクリエーション活動の促進

市民主体のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、活動機会の拡充、能力の育成、競技団体への支援、体力に応じたスポーツ・レクリエーションの機会の提供などを行います。

〔主な取り組み〕

- ・ 各種スポーツ大会等の開催
- ・ スポーツ・レクリエーションの場としての学校開放



**施策3) スポーツ・レクリエーション施設の整備**

身近で気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の充実を図るため、既存施設の整備、多目的に利用できる広場等の整備、民間等の所有地の開放協力依頼などを行います。

〔主な取り組み〕

- ・ 公式競技のできる運動公園施設の整備
- ・ テニス、野球、グラウンドゴルフ中心の初心者向け運動広場の整備
- ・ いつでも気軽に利用できるまちかどスポーツ広場の整備

3-3-1 家庭と地域の教育力の向上

《現状と課題》

家庭教育は、保護者が、子に対し生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るために行う営みであり、保護者は、その教育の第一義的責任を有しています。

しかしながら、核家族化、少子化、社会・経済状況の変化などを背景に、家族の生活形態や価値観が多様化してきています。また、地域との結びつきの希薄化、過保護な保護者や子育てに無関心な保護者、悩みや不安を抱える保護者の増加など、子育てを取り巻く状況は極めて難しくなっています。

こうした状況に対して、子どもたちが豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心などを身につけられるよう、特に家庭教育機能の充実とともに、地域全体で子育てを支えていくためのより良い環境づくりが求められています。

このため、学校・家庭・地域の連携を基盤として、他の行政や研究・高等教育機関等との連携を図るなど、子育てに対する支援体制の強化が急がれます。そして子どもたちには、生活体験、自然体験、社会体験などの様々な体験を通して、社会性や生きる力を身につけることが求められます。

さらに、子どもたちが地域社会の多くの人たちと関わりを持てる機会を増やすとともに、子育てを地域で支える新たな地域コミュニティを構築することが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

学校・家庭・地域の連携協力により、家庭・地域の教育力を高める、新たな地域コミュニティが構築され、地域で子どもを見守り、子育てを支援する環境が確立されている状態

〔施策の方針〕

時間的制約などにより、家庭教育について学ぶことのできない保護者にも対応できる環境を整備するとともに、相談体制の充実を図り、家庭教育への積極的な支援を行います。

また、学校・家庭・地域との連携を強化し、地域全体で学校を支援する体制を整備します。

《施策の方向》

施策1) 家庭教育の充実

家庭教育が果たす役割とその重要性に対する保護者の認識をさらに深めるため、子どものいる家庭に対するきめ細かい支援により、学習機会の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・家庭教育相談の充実
- ・家庭教育セミナー事業の促進
- ・家庭教育推進事業の充実

**施策2) 地域の教育力の充実**

地域の教育力を高め、教育を支える地域環境の充実を図るため、地域全体で学校を支援するなど、学校と地域の連携を強化し、一体となって活動できる体制を整備します。

〔主な取り組み〕

- ・ 地域による学校支援の推進
- ・ 学校と地域社会の情報交流の促進

3-3-2 豊かな心と確かな学力、健やかな身体の育成

《現状と課題》

社会の急激な変化により、子どもたちを取り巻く生活環境も多様化しています。また、社会全体のモラルが低下し、それが子どもたちの豊かな心の成長に影を落としかねない状況があり、「知育・徳育・体育」のバランスがとれた教育を一層推進していくことが必要です。

こうした状況の中、子どもたちが、様々な考え方や文化の背景を持つ人々と協調し、よりよく生きていこうとする力をつけられるように、家庭や地域とも連携を図りながら、社会の一員として生きる自覚を促し、豊かなコミュニケーション能力や個性を伸ばす教育を行うことが求められています。

また、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てるとともに、子どもたち一人ひとりが生涯にわたり学び続けるための基礎を培い、学習意欲を向上させ、学習習慣を確立し、「確かな学力」を身につけることができるような特色ある学校づくりを推進することが必要です。

さらには、教職員の資質・指導力の向上、教育環境の整備を図ることも必要です。

加えて、耐震改修をはじめとした安心・安全で質の高い施設整備が必要とされています。また、学校間の規模の格差が広がり、学区変更が必要になるといった問題も生じています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちの人格や個性を尊重し、主体的に学ぶ意欲や心豊かな人間性を育むことにより、子どもたち一人ひとりの自己肯定感<sup>(注48)</sup>や社会の中でよりよく生きていく力が高まっている状態

〔施策の方針〕

子どもたちの学ぶ意欲や豊かな人間性を育むために、教職員の資質・指導力の向上を目指した研修や教育環境の整備を行うとともに、各学校が創意工夫を凝らし特色ある学校づくりを推進し、学校教育の充実を図ります。

《施策の方向》

施策1) 教育内容の充実

心身の発達に応じた能力、適性、興味、関心を大切にするため、生徒の個性に応じた学校教育内容の充実により、一人ひとりの学習活動を支援します。

〔主な取り組み〕

- ・ 学習指導の改善による学力の向上
- ・ 教育課題に対応する教育の推進
- ・ 道徳的実践力と規範意識の向上
- ・ 生徒指導の充実
- ・ 体力向上と健康教育の推進
- ・ 特別支援教育の推進

#### 施策2) 教職員の資質・指導力の向上

教職員の資質・指導力を高めるため、社会の変化に対応できる教育を研究するとともに、専門的知識や技能の向上を図るために、各種研修会等を実施します。

##### 〔主な取り組み〕

- ・授業力の向上に向けた支援体制の整備
- ・教職員が子どもに向き合う体制の整備

#### 施策3) 教育環境の整備

快適で安全な学習環境を提供するため、耐震改修工事を進めるとともに、教育施設等の整備・充実、環境の美化を図り、児童・生徒が安心して学ぶことのできる環境を整備します。

##### 〔主な取り組み〕

- ・安全・安心・快適な施設づくりの推進
- ・安全を確保する体制づくりの推進
- ・個に応じた質の高い教育環境の整備

#### 施策4) 家庭・地域との連携

子どもたちの健全な育成を図るために、家庭と地域との連携を一層強化します。

##### 〔主な取り組み〕

- ・学校、家庭、地域の連携の強化
- ・子どもを地域で見守る体制の構築
- ・新しい学校体制づくりの推進

#### 施策5) 市立高等学校教育の充実

市立船橋高等学校の生徒一人ひとりが個性を發揮できるように、特色ある教育を推進します。

##### 〔主な取り組み〕

- ・魅力を高める改革の推進
- ・施設設備の改善

#### 施策6) 幼児教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期の教育をよりよいものにするため、幼稚園への支援の充実を図るとともに、子どもたちが、幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな移行ができるように、幼稚園・保育園と小学校との連携を強化します。

##### 〔主な取り組み〕

- ・幼稚園、保育園と小学校との連携推進

3-3-3 次代を担う青少年健全育成の推進

《現状と課題》

家庭での教育力の低下や地域社会における人間関係の希薄化などにより、青少年が基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身につけにくい社会環境への変化が一層進行しています。また、いわゆるニート・フリーター問題は本市においても指摘されており、社会的・経済的に自立できる能力を十分に身につけることができていない青少年が増加しています。

こうした状況に対し、健全な社会性を有する青少年を育成するため、家庭におけるしつけや教育力の向上を図るとともに、地域社会における人と人とのつながりを再生し、活動の場を整えることが求められています。また、青少年の職業観を育成するとともに、自立を促進していくことも必要とされています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

家庭と地域、学校等の関係機関の連携による支援のもと、青少年の健全な成長と自立が実現している状態

〔施策の方針〕

青少年の成長を支援する環境を整備するため、家庭における青少年の社会性を育む教育を促進・支援する取り組みを進めるとともに、地域社会における青少年の社会参加機会の充実を促進します。

また、青少年の社会的・経済的な自立を促すため、意欲や能力の向上を図る相談・支援体制を充実します。

《施策の方向》

施策1) 青少年健全育成活動の促進

社会全般の規範意識を高めるために、青少年及び保護者の相談・支援体制を充実します。

また、地域全体の協力により青少年の健全育成を図るため、地域住民、関係団体、関係機関等の連携・協力体制を構築します。

〔主な取り組み〕

- ・ 青少年団体等との連携及び活動支援
- ・ 街頭指導活動の推進
- ・ 電話・来所による青少年相談事業の推進

施策2) 交流活動の促進

健全な社会性を有する青少年を育成するため、都市間交流やキャンプへの参加を促進し、地域や同世代の人々と交流する機会の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・ 青少年キャンプへの参加促進
- ・ 都市間交流への参加促進

**施策3) 青少年施設の整備と利用の促進**

青少年の社会参加機会を充実させるため、青少年施設における、関係団体の利用や市内小中学校の校外学習・体験学習での積極的な活用を促進します。

〔主な取り組み〕

- ・ 青少年施設の活用の促進

**施策4) 青少年の自立を支援する体制の整備**

青少年の自立促進のため、関係機関と連携しつつ、職業意識の啓発や相談体制の充実を図ります。また、様々な場面での青少年の地域社会への参加を促進します。

〔主な取り組み〕

- ・ 職業的自立の支援
- ・ 青少年の社会参加の促進
- ・ キャリア教育<sup>(注49)</sup>の推進

3-4-1 国際交流・多文化共生の推進

《現状と課題》

船橋市はヘイワード市（アメリカ）、オーデンセ市（デンマーク）と姉妹都市提携を、西安市（中国）と友好都市提携をしており、異なった特徴を持つこれらの都市と様々な分野・方法での交流を行っています。さらに今後は、より多面的な交流が求められていることから、今まで継続してきた市民中心の草の根交流に加え、環境・教育等の新たな視点を持った交流事業を展開する必要があります。

一方、船橋市の外国人登録者数は年々増加しており、長期間滞在・永住する外国人が多くなっています。

こうした状況の中、国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域社会を作るためには、ハード（表示等の多言語化、外国人相談窓口や日本語教室の開催、日本社会に関する学習支援等の自立支援）・ソフト（互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとする意識の啓発）両面の整備が必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

すべての市民が国際交流の意義を感じることができるとともに、市内に住む外国人との共生により、国際理解が深まっている状態

〔施策の方針〕

市民が姉妹・友好都市<sup>(注50)</sup>等との交流の意義を感じられるように、それぞれの都市の特徴を生かした草の根交流や、環境・教育など課題解決型の多様な交流を展開します。また、多文化共生<sup>(注51)</sup>社会の実現に向け、市内に住む人同士が国籍等に関わらず、地域社会を支える主体であると認識し合い、それぞれの力を発揮できる地域づくりを目指します。

《施策の方向》

施策1) 市民の主体的な国際交流活動の促進

国際交流の機会を充実させるため、市民を中心に組織された国際交流協会の事業をはじめ、市民が主体になって行う姉妹・友好都市等との草の根交流を支援します。

〔主な取り組み〕

- ・ 姉妹・友好都市等との草の根交流の支援
- ・ 市内で行う市民主体の国際交流事業の支援

施策2) 外国人と共に暮らしやすい地域づくり

国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域社会の形成を図るため、市内に住む外国人への支援、住民同士の相互理解を深めるような事業への支援など、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

〔主な取り組み〕

- ・ 多文化共生に関する啓発
- ・ 市内に住む外国人の自立支援と地域社会への参加支援



施策3) 諸外国との都市間交流の推進

より多くの市民が他都市との交流の意義を実感できるように、姉妹・友好都市等との間で社会的課題解決の情報等を交換し、有効に活用するための交流を推進します。

〔主な取り組み〕

- ・小中高校における姉妹・友好校交流の推進
- ・環境・教育等テーマを持った交流の推進

3-4-2 平和施策の推進

《現状と課題》

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。しかし、国際社会においては地域紛争、国際テロ等が絶えず、依然として核兵器が存在するなど、恒久平和の実現には至っておりません。本市にあっても、日本が世界で唯一の被爆国であることを踏まえ、戦争の愚かさや核兵器のもたらす悲惨さを訴えていく必要があります。

戦後65年以上が経過し、戦争・被爆体験の風化が危惧される中、本市では、昭和61年12月に「平和な社会が後の世代にも引き継がれるように」との願いを込めて「平和都市宣言」を行い、毎年、広島・長崎の原爆の日を中心に恒久平和実現と核兵器廃絶に向けた各種事業を実施してきました。

また、世界の経済・物流・情報のボーダーレス化が進展し、日本全国・全世界の人たちと平和意識を共有する環境が一層整ったといえます。しかし、被爆者や戦争体験者の高齢化が進み、次世代への伝承方法が岐路に差し掛かるとともに、各平和事業への市民参加者数は伸び悩んでいます。

このため、より多くの市民が参加できるような事業内容を見直すとともに、市民一人ひとりの心の中に平和を愛し大切にすることを育て伝えられるよう、継続的に平和施策を展開することが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

「平和都市宣言」の趣旨が市民一人ひとりの心の中に浸透し、平和を愛し大切にすることを定着している状態

〔施策の方針〕

世界の恒久平和、非核三原則の遵守、さらには核兵器廃絶を実現するため、平和事業を継続的に展開して、「平和都市宣言」の趣旨の市民への周知に努めます。

《施策の方向》

施策1) 平和施策の推進

世界恒久平和の実現を目指すため、学校での学習や、市民間・都市間の交流を通じた国際理解の促進と平和意識の醸成・継承を図ります。

また、非核三原則の遵守と核兵器廃絶を掲げた「平和都市宣言」の趣旨に沿って、国内外の都市と連携をとりながら、より多くの市民が参加できる事業を実施して、市民と共に平和施策を推進します。

〔主な取り組み〕

- ・ 平和教育の推進
- ・ 平和式典への市民派遣の推進
- ・ 原爆の日関連事業の推進



